

令和3年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第10日（令和3年3月10日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹 | 佐野舞君 | 技幹 | 梶谷沙弥香君 |
| 主幹 | 岡崎仁斗君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長              | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井大城君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 西原貴樹君 |

|         |         |                        |         |
|---------|---------|------------------------|---------|
| 企画財政課長  | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 中津 健一 君 |
| 危機管理課長  | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                  | 宮上 眞澄 君 |
| 市 民 課 長 | 中津 恵子 君 | まちづくり対策課長              | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長  | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 |
| じんけん課長  | 早川 聡 君  | 教 育 長                  | 弘田 浩三 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和3年土佐清水市議会定例会3月会議、第10日目の会議を開きます。

この際、市長提出議案の正誤について御報告いたします。

議案第20号「土佐清水市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例の制定について」に係る議案書について、市長から訂正の申出があり、その正誤表をお手元に配付しておりますので、御了承をお願いいたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） おはようございます。議会会派みらいの谷口佳保でございます。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

年度末を迎え、令和2年度は令和元年度から引き続き新型コロナウイルス感染症が世界中で拡大し、これまでの日常を一変させました。

本市では、新型コロナウイルス感染症の脅威から市民の命を守るため、大切な方々の命を守るために、市民も行政も議会も未知の感染症に立ち向かってきた1年ではないかと感じております。

本会議におきましても通年議会の特色を生かし、定例会議に加え、今日まで9回の会議を開催し、対応してきたところであります。

今回の一般質問では2点質問させていただきます。1点目は地域公共交通について、2点目は窓口サービスにおける行政改革について質問させていただきます。

前年の3月会議のときにも地域公共交通について質問させていただき、この地域公共交通網形成計画について御答弁をいただいたところであります。

本市でも様々な業種の方にコロナの影響があったのではないかと思います。先日の高知新

聞の朝刊、3月4日木曜日の朝刊ですが、そこに、「バス愛好家、竜串もうで、土佐清水で32年、日野ブルーリボン、現役走行全国でわずか」、全国で5台しか走っていない日野自動車さんのブルーリボンというのが竜串見残観光ハイヤーさんで現役で走っているという記事が載っていました。ちょっと記事を読ませていただきますと、「土佐清水市の竜串見残観光ハイヤーが、ひそかにバス愛好家たちの注目を浴びている。お目当ては日野自動車のブルーリボン。現役で走っているのは全国で数台というレアなバスで、同ハイヤーでは32年間活躍してきた。ただ、新型コロナウイルスの影響で1月末に貸切事業を廃止、月内にも廃車になる予定で、愛好家らが最後の雄姿をカメラに収めている」という記事が載っていました。中に、新型コロナの影響で49年間、約半世紀続いた貸切バス事業をやめることを決断という記事が載っていました。この西村社長の苦渋の決断に胸が詰まる思いです。

今年度、コロナ禍での地域公共交通の変化はどのような影響があったか、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。お答えいたします。

昨年4月に観光業者や飲食業者に対し、コロナの感染拡大防止に係る営業時間短縮、あるいは休業要請を行ってから間もなく1年が経過をいたします。この間、本市の公共交通につきましては予約制のデマンド交通「おでかけ号」、それと高知西南交通が定時定路線で運行する路線バス、ともに運休することなく通常どおりの運行がされております。

一方で、高知西南交通の高速バス、高知行きのみしまんとライナーと関西行きのみしまんとブルーライナーにつきましては、春の緊急事態宣言時をはじめ、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、現在運休となっております。

関西行きのみしまんとブルーライナーにつきましては、今月18日から運行を再開するようではありますが、高知行きのみしまんとライナーについては再開のめどが立っていない状況と聞いております。また、コロナ感染症とは直接関係ありませんが、本市のデマンド交通の予約受付をこれまではNPOに委託をしておりましたが、昨年10月からはそれぞれの交通事業所、下ノ加江便は足摺交通、三崎・下川口便は竜串見残観光ハイヤーが直接行うようになっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

ここで1点ちょっとお伺いしたいのですが、本市のホームページに、今朝も確認したので現在も掲載されていると思いますが、65歳以上の運転免許証自主返納を支援していますというのがホームページに載っています。その中に2020年10月1日の日付でちょっと読み上げさせていただきます。「土佐清水市地域公共交通協議会では、運転免許証を返納した65歳以上の方に対し、「バス・タクシーチケット（年間6,000円分）」を交付しています」、これは前の質問のときにもめじかにチャージできませんかという質問をさせていただいた6,000円の分なんですけど、「運転免許証を返納済みで、チケットの交付を申請していない方は、運転経歴証明書と印鑑を御持参の上、市役所企画財政課までお越しく下さい。代理申請も可能です。また、チケットが使用できる事業所は下記のとおりです」と書かれてあって、チケット利用可能事業所5つの事業者の名前が載ってあって、一つは高知西南交通、路線バスでチケットが使用可能ですと。もう1個はデマンド交通「おでかけ号」でもチケットの使用が可能ですよとなってまして、受付時間なんですけども、受付時間が朝7時から夕方の早いところは18時、夕方6時で受付時間が終了となっております。これなんですけども、課長には前回も地域公共交通網形成計画、この質問の中でも御答弁いただきました。土佐清水の地域公共交通網形成計画の中にも基本方針としまして、「いつまでも移動手段の確保に対する不安を持つことなく、明るく豊かに生活できる土佐清水」という基本方針を示されておりました、掲げられておりますが、この受付時間が朝の7時から夕方の6時まで、この時間設定では免許返納者の方の支援もちょっと、あと市民の利便性の向上にもなっていないのではないかと考えますが、この受付時間の設定は65歳以上の方で免許証を返納されて、バス・タクシーチケットを利用する場合のみの受付時間の設定でしょうか。企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

ホームページに掲載しております情報というのは、チケットが利用できる市内交通事業者3社、それとデマンド交通「おでかけ号」、それと高知西南交通に係る連絡先や営業時間等について掲載をしているものでありまして、掲載している情報・内容につきましてはチケット利用者に限定したというものではございません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） 課長、もう一回いいですか。チケット利用者に限定した受付時間じゃないということは、全市民がバスの利用時間は7時から夕方6時、18時までの受付時間で間

違いはないでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） そのとおりでございます。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

以前、この地域公共交通網形成計画の際に質問させていただいたときに、本当にこの1冊は物すごく分かりやすく、今後の事業展開に本当に期待しておりました。もうすばらしいものが出来上がったなと思って私も常々見るんですけど、計画の整理、現状、それからこれからの課題、これからの公共交通の在り方、住民ニーズ、住民の声がしっかりとここに詰まってまして、土佐清水の地形、高低差が激しい地区もありますので、細部まで全て詰まったこの1冊になっていて、また、第7次土佐清水総合振興計画、土佐清水市高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画、土佐清水市障害者計画にも触れて、様々な目線でまた幡多圏域都市計画区域マスタープランにも触れて、持続可能で利便性の高い公共交通の実現を目指して本当にすばらしい1冊ができたと思って、物すごい私も期待して前回の質問を終わったところでしたが、ちょっとこの基本方針のところを読ませていただきます。「いつまでも移動手段の確保に対する不安を持つことなく、明るく豊かに生活できる土佐清水」という基本方針が掲げられております。その基本方針ももっと分かりやすく、基本方針3つに分けられてまして、基本方針の1、使いやすい公共交通網の構築。2、持続する公共交通網の構築。3、地域全体で育む公共交通網の構築。2の持続する公共交通網の構築のところでは「地域の高齢化や人口減少が続く中であっても、公共交通が市民の移動ニーズに対応した運行を持続することで、将来に対する不安を持つことなく、いつまでも住み続けられるまちとなる。公共交通網を地域全体で持続させていく取り組みと体制を構築する」と書かれております。

課長、分かる範囲で結構ですが、この時間設定、受付時間が短縮というか、従来は20時までの受付時間だったと思うんですけども、それが18時までの受付になったという背景が分かりましたらお答えをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

昨年4月のコロナの緊急事態宣言を受けまして、観光業者や飲食業者に対し、4月24日から5月6日まで実施をいたしました営業時間の短縮、休業要請に伴いまして、市民も外出を自

粛することとなったことから市街地の交通事業所におきましてはタクシーの運行時間を20時、夜の8時までであったものを18時、夕方6時まで短縮したというふうに聞いております。また、年末の飲食店の営業時間短縮要請解除後も新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店の客足は従前の水準まで回復をしておらず、現在もタクシーは18時、夕方の6時までの運行となっておりますが、商工会議所や市内の飲食業組合の支援によりまして、市街地外の事業所が夜間の運行を行っていただいているというのが現状です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

今課長にお答えいただいたんですけども、市街地外の事業所の方が市街地の夜間運行を担っていただくというのは大変ありがたいお話で本当に頭が下がる思いですが、市街地外の事業所の方が市街地の夜間運行を担うということは効率的ではないんじゃないでしょうかね、と思います。ただ、その一方でスクールバスの経費削減等をうたわれている中で、ちょっと経費がかかったりとかなかなか非効率なのではないかなと考えます。

何度も出てきますが、基本方針「いつまでも移動手段の確保に対する不安を持つことなく、明るく豊かに生活できる土佐清水」、先ほども言いました基本方針3つに分けられてまして、物すごく分かりやすく出来上がっている冊子なので皆さんにも読んでいただきたいと思うんですけど、基本方針の1、使いやすい公共交通網の構築。基本方針の2、持続する公共交通網の構築、基本方針の3、地域全体で育む公共交通網の構築。この基本方針の持続する公共交通網の構築、さらに分かりやすく具体的に分かれてまして、目標2-1として「地域の交通事業を次世代に残す。地域内交通網（路線バス、おでかけ号）を維持する。タクシーを維持する。路線バス及びタクシーの乗務員確保を支援する」というふうに書かれております。

先ほど御答弁いただきましたように、新型コロナウイルス感染症の影響で運行時間が20時から短縮になったのであれば、新型コロナの感染症の給付金を活用していただいで、何とか市民の足、移動手段の確保をしていただけないでしょうか。企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

コロナの臨時交付金、それを活用して夜間タクシーを運行するということは可能であると考えております。

ただ、令和3年度の当初予算におきまして、既に本市に配分される配分予定額、それを全額

事業化をしている状況となっておりますので、臨時交付金の残額がありませんので現在活用できないという状況となっております。

先ほど答弁をいたしました、現在は市街地外の事業所のみが夜間の運行を行っております。市街地については、市街地の事業所が運行するほうが利用する側にとっても利便性がよく、運行する側にとっても効果的、効率であると思っております、先月になりますけれども市街地の事業所に夜間タクシーの営業時間延長についてお願いに行き、その際に状況等もヒアリングを行いました。コロナの影響を受ける以前から夜間タクシーにつきましては採算が取れずに、常に厳しい状況で事業の継続というのが困難な状況であったようでありまして、今後についても夜間の時間延長は難しい、できないということでありました。

このような状況でありますので、仮にコロナの臨時交付金が活用できたとしても、これは一時的なものとなりますので、交付金がなくなれば恐らく運行が持続できない状況にまた戻ってしまうということが予想されます。

夜間タクシーにつきましては、緊急性のある外出ニーズに対応するものであり、市民の夜間の移動手段確保という観点から必要性を十分認識をしております、事業の継続性が求められるものとなっております。事業所も民間企業でありますので、当然、収益面というのも考慮した事業展開を行っていく必要があることなども加味しながら、利用者にとって利用しやすい夜間タクシー事業の方策というのを事業所や関係機関と今後検討協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

本市の様々な計画の中に出てくる言葉で、私も常々口にさせてもらってるんですけども、住み慣れた地域で誰もがいつまでも暮らしていく。住み慣れた地域で誰もがいつまでも暮らしていくのに移動手段の確保というのは必要不可欠だと考えます。ぜひ、早期に関係機関の方々と協議していただき、市民の足、移動手段の確保に努めていただきますようお願いして、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございました。

次に、本市の市役所の窓口業務における業務改革についてお伺いいたします。

以前からよく耳にしたり、目にしたり、私自身が経験したりしていたことですが、市役所の窓口に来られたり、例えば市民課で住民票を取得したり、また、税務課で所得証明を取得する際に、窓口に来られた方以外の証明書を取得する場合に委任状が必要です。必要な方にお名前、住所等必要事項を書いてもらって、また持って来てくださいねと言われて、再度出直さなけれ

ばならないことがあります。

庁内にはいろんな課があって、それぞれの各課で手続等が異なると思いますが、まず市民の方が一番来られているんじゃないかなと思う市民課。市民課の中で代理人で行える手続とはどのようなものがありますか。主立ったものだけで結構ですので市民課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

市民課住民年金係で行っております代表的な手続としましては、転出、転入、転居などの住民異動の届け、戸籍及び住民票等の交付請求があり、これらにつきましては住民基本台帳法や戸籍法によって手続のできる方が決められています。

しかし、様々な理由で手続のできる方が窓口においでになれない場合、委任状を提出することによって代理人の方が手続をすることができるようになっており、委任状につきましては市民課窓口と各市民センターに置いているほか、市のホームページに掲載をしています。

また、住民異動の転出と戸籍及び住民票等の交付請求については、郵便による取扱いも行っており、郵便による転出届と交付請求書も市のホームページに掲載をしていますので御利用いただければと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

では同様に、今税務申告等でこの時期、市民の方が多く来られているのではないかと思います。税務課ではどのような手続がありますか。税務課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長 西原貴樹君自席）

○税務課長（西原貴樹君） お答えします。

税務課での代表的な手続としましては、所得証明書、課税証明書、固定資産税名寄帳兼課税台帳、固定資産課税台帳登録事項証明書、評価証明書、資産証明書等、そのほか書式に応じた税証明書を交付しております。

また、証明書交付のほかにも原動機付自転車等の新規登録や廃車手続等も行っております。

議員御指摘の代理人が委任状を持参せずに手続に来た場合などには、一度取りに帰らなければならないとのことですが、納税義務者等の大切な情報を証明するもので、なりすましや不正請求防止、個人情報保護のため、代理人が手続を行う場合には申請者本人の委任状の添付が必

要となり、また、代理人の本人確認ができる書類が必要となりますので御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

では次に、市営住宅等の手続で市民の方が来られるんじゃないかと思われま。まちづくり対策課長にも同様にどのような手続があるかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 中尾吉宏君自席）

○まちづくり対策課長（中尾吉宏君） お答えいたします。

現在、まちづくり対策課で行っております各種申請については、市営住宅入居申込書、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書、法定外公共物使用等許可申請書、墓地使用許可申請書などがあり、全て代理人による手続は可能となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

ここで市長にお伺いいたします。市街地以外の地区から本庁に来られる方は、大概公共交通または自家用車で来られていると思います。例えば市街地以外の方が本庁に代理人で手続に来られた際に、「委任状が要るけん、必要なところ書いてまた持ってきてね」と言われるんですよ。でもその方にしたら、公共交通を使って、例えば松尾でしたら1時間に1本バスが走っています。その1時間に1本のバスに乗って時間をかけて申請に来た。でも本人じゃないので委任状が要りますとか、書類に不備があった場合に後日担当者の方から電話を受けて、印鑑を押しに市役所まで来てくださいといったことがあるようです。こんな場合、例えば本庁まで来なくても委任状が各地区の区長場窓口で手に入るとか、例えば書類に不備があった場合は職員がその方のお宅を訪問して対応するなど、もう少し柔軟に市民に寄り添う行政サービスをしていただけないでしょうか。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まず、区長場への委任状の設置、区長場へ置いてもらうということにつきましては、各区長さんなどの協力が必要ではありますが、御負担にならないよう配慮しな

がら御理解がいただければ実施したいと思います。

また、代理人の手續において委任状などを提出することについては、法的に困難な場合がありますので、その点はぜひ御理解をいただきたいと思いますが、住民サービスを向上させるためには臨機応変に対応できることは対応していきたいと考えております。

ただ、職員が直接出向いての対応というのは人員の面ではかなり困難であるとは思いますが、この点についてもできる範囲、可能な範囲で行えることであれば臨機応変に対応していきたいと思っております。議員の御指摘どおり、市民に寄り添ったそういう住民サービスの向上というのを考えていきたいと思っております。

それから、また新型コロナの影響、これは社会全体がデジタル化の流れというのが急激に進んでおりまして、自治体もそれに対応していかなければなりません。デジタル化というのは簡単に言えばやっぱり高齢社会における住民の暮らしを便利にする仕組みというふうに私は理解をしているところでありますが、窓口の業務に限らず、行政手續に関しましては令和2年7月7日付で地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて総務省自治行政局長からの通知がありました。この内容というのは、行政手續における書面規制、例えば電子申請システムを活用するとか積極的にオンライン化に取り組むこと、それから市民の皆さんから提出を求める書類の記載事項の簡素化、標準化、書類そのものを削減する、そして押印、これまでも日本の社会というのは判の社会でありましたが、これまで押印を求めてきた書面についても必要性を厳しく検証し、見直しを図る。そして対面規制の見直しということで慣行として行われている立ち合いなど対面による手續、これも廃止またはウェブ会議のシステムなどを活用したオンライン対応を検討する、こういうものであります。

業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的、効果的な提供にも資するというものであるため、各自治体は積極的に取り組んでください、こういう通達なわけですが、これに伴いまして、県では取組を開始しておりますし、土佐清水市といたしましても、今後、行政改革推進本部会議の中で行政手續のオンライン化を含めた形で協議検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番、谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

ぜひオンライン化も進めていただきたいと思っております。子育て世代の共働きで働いている方々というのは、大体勤務時間が朝8時半から6時とか5時、市役所の開いている時間と一緒になのでオンライン化になれば高齢者の方はちょっと厳しいかもしれませんが、働き盛りの方たちは

スムーズに処理ができるようになると思いますので、ぜひその点もよろしくお願いします。

本市は人口の減少も高齢化率の上昇も先行しております。そんな本市だからこそ抱える問題というのは、かくかく事業の担い手不足とか人材不足、いろいろ課題があるかと思います。でもそんな本市だからこそできる行政サービスを提供してはと思いますので、法の縛りとか規定、規則の許す範囲内で住民に寄り添えるサービスの提供ができるように、ぜひこれからもよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩をします。

午前10時30分 休 憩

午前10時42分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 皆さんこんにちは。自由民主党、会派みらいの武政健三でございます。

議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして私の一般質問に入らせていただきます。

今回は弘田議員を筆頭に吉村議員、山崎議員、そして一昨日は前田議員が質問しております、人権の問題について。そして次に、市の広報に載せて告知をしたから市民全員が知っているだろうでは皆さんへの周知はできません。どんな告知をしたら市民の皆様にも周知していただけるだろうという質問をさせていただきます。

この2点にしようと思っておりましたですけれども、やっぱり元営業マン、今月締めで4月からまた新しい期に入ります。ふるさと納税の本年の結果と来期の目標、そして住宅耐震化の本年の結果と来期の目標、これを聞かせていただきたいなと思っております。合計4点の質問をさせていただきますので、最後までよろしくお願いします。

まず、1問目の質問です。

本市の経済の向上への一番の近道だと私は思っております。ふるさと納税についてお聞きさせていただきます。

その前に一言、観光商工課におかれましては、令和元年12月、私の一般質問で大岐の浜の東側展望駐車場、これ木が伸び過ぎて駐車場からきれいな大岐の浜が見えない、伐採はできないだろうかとの質問をしたところ、すぐに対処していただき伐採をしていただきました。そして昨年3月、1回のみ単発ではなく、定期的な伐採はできませんでしょうかという依頼と、伸びた木をただばっさり切っただけではなく、もっと絵心を持った観光に来られた方が気持ち

よく見えるような切り方で何とかできんやろうかというお願いを課長にいたしました。

昨年12月、本当に爽やかな絵心を持った切り方で大岐の浜の駐車場の木、きれいに切っていただきました。本当にこれはややこしい依頼を快く実行していただいた業者さん、それとその難しい嫌な依頼をきちんと伝えていただいた観光商工課長、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。今年の年末は今年よりももっときれいに切ってくれるんじゃないか、楽しみにしております。

それでは本題に移ります。

このコロナ禍の中、ウイルスが怖くて外出をしにくい昨今、パソコンをのぞきながらあらゆる返礼品を検索してふるさと納税をしていただいているユーザーの方がたくさん増えていると聞いております。

観光商工課長にお聞きいたします。今年度のふるさと納税の最終実績及び来期の目標、その根拠、教えてください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

本年度における直近2月末時点の実績としましては、寄附件数1万4,800件で対前年46件の増、寄附額は2億2,251万9,900円で対前年マイナス870万6,600円となっております。12月会議でもお答えいたしました。全国的に10月までは寄附の前倒し傾向がありました。本市においても10月までは対前年比で件数は649件の増、金額では1,277万円の増となっておりますが、10月以降、11月、12月の2か月間の実績を見ますと、対前年でマイナス2,482万2,000円という結果となっております。

以上の状況から、今年度の最終実績予想としましては2億4,000万円と見込んでおります。

来年度は3億円を目標としておりますが、新型コロナウイルス感染症により社会全体としての所得が落ち込んでいる状況を勘案して、取りあえず当初予算では2億円を計上、状況を見ながら補正予算で対応したいと考えております。

今年度、国の補助事業を活用して、生産者、事業者との連携やスキルアップを目標とした勉強会を開催。また、プロにより商品写真の撮影や、併せて生産者やその生産風景、周辺の自然景観などの写真や動画も撮影しております。来年度はこれらを活用した県外に出向いたPR活動の実施、ホームページの磨き上げを行うなど、今年度取り組むことができなかった活動を進め、納税額アップに努めたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） ありがとうございます。

そうなんですね。昨年の金額まで少し伸び悩んでいるという状況で残念であります、仕方がございません。今年度はコロナ禍の中、観光商工課はめじかカードの開発やら本当に健闘していただきました。

しかしながら、このコロナ禍の中で劇的に伸ばしている自治体もたくさんあります。もう一回仕切り直して、先ほどおっしゃったようにプロのデザイナーの力も借りて、もっと見た目のイメージアップ、それと文言とかももう一回考え直していただいて、当初予算2億円ということですね。早く3億円の補正予算出せれるようによろしくお願いします。

次の質問に移ります。

明日3月11日、あの2万2,000人以上の死者と行方不明の方々を出した東日本大震災から丸10年がたちます。私は本当に恐ろしい津波の映像、見るたびに30年以内に80%の確率で来るだろう南海トラフ地震、どうしても重ねて考えてしまいます。10メートル以上の津波が来たら私たちの町はほとんどの家が流されてしまいます。市民の命を守るためには地震の揺れから身を守り、揺れが収まったら高台に逃げる。この徹底、これしかないと思います。そのためには家屋倒壊から身を守るため、耐震改修工事の徹底をするべきと、このリーフを持って今でも回っております。

危機管理課長にお聞きいたします。本年度の耐震診断、改修工事、老朽住宅除却の各件数及び来期の目標数字を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

令和2年度の実績につきましては、耐震診断の委託30件、耐震改修工事補助28件、老朽住宅除去補助46件、令和3年度当初予算に計上しておりますのは、耐震診断の委託36件、耐震改修工事補助30件、老朽住宅除去の補助50件となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） ありがとうございます。

診断のほうは30を36、施工のほうは28を30、それと除却のほうは46を50ということですね。はい。正直なところ、本年度も工事のほうも30件が目標という、ごめんなさ

い、診断のほうで30件ということで、この診断がもう既に半年の9月でもう満杯になったということは、もうちょっと増やしていただけるかなと期待をしておりましたですけれども、これはもうひとえに私の力不足ということで、今年も一生懸命回って何とか1軒でも増えるような施策をお願いしたいと思っております。

令和2年9月の課長答弁では、耐震工事もしくは老朽住宅の除却が必要な家屋は残り1,500軒あるとお伺いしました。次回というても6月になりますけれども、6月の質問ではこの1,500軒をいつまでに何軒を対処しようとしているのか、市民の命を守る危機管理課長のビジョンを次回しっかりお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、3つ目の質問です。人権の問題について質問したいと思っております。

私は約50年前、正確には49年前ですけれども、清水中学校3年5組、永野議長と同級生でした。同じクラスでした。残念ながら数年前に亡くなってしまいましたですけど、私が大好きだった先生、中村春利先生が担当の社会の時間にこの被差別部落の授業を受けました。いつものように静かに熱い授業をされる先生でした。その授業もあっという間に終わりました。その後、一生徒がほかの生徒に大きな声でふざけて被差別用語を使って騒いだんですね。そのときいつも静かで冷静な中村先生がすごい形相で「今教えたばかりやにどうして分からんのじゃ」とその生徒を大きな声で叱りつけました。今でもそのシーンは頭に焼き付けられています。この被差別部落の問題は本当に真剣に取り組まないといかん問題なんだなと、中学生ながらに心に深く感じた記憶がございます。

昨年11月14日、中央公民館で人権啓発講演会がありました。残念ながら私は私用で参加できませんでしたが、講師として来られた黒潮町佐賀の川崎健太郎さん、竹中ありかさん、この講演の内容が市の広報と一緒に回ってくる市人教だよりに参加者の感想文が3か月連続で掲載されました。読ませていただきました。本当にとっても心が痛い、本当につらい内容でした。その内容を読んだ率直な私の感想は、私の中村先生から50年前に教えていただいたこの問題が今も解決されていないという現実を実感いたしました。

じんけん課長にお聞きいたします。同和問題、実際の今の現状はどうか教えてください。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

本市におきましては、2014年――平成26年2月に足摺岬公衆トイレにおける差別落書き以降、この7年間は同和問題に関する差別事象として確認はしてはおりませんが、2020年――令和2年9月に高知県が公表いたしました同和問題に関する差別事象の受付件数では、2015年――平成27年度から2019年――令和元年度までの5年間で差別発言16件、

差別落書き1件、差別文書、書簡でありますが2件、インターネットへの差別的な書き込み3件の22件となっています。特に近年ではインターネットの掲示板などへの差別の助長につながる書き込みや部落地名総鑑復刻版の内容がインターネット上で公開されるといった事案等も発生しております。

2019年——令和元年11月末に開催されました、第71回全国人権同和教育研究大会が三重県津市でありまして私も参加をいたしました。その特別部会の講演会の中で被差別部落の現状をインターネットでさらされるとどのような被害が起こってくるのか、その象徴的な問題が紹介されましたので述べさせていただきます。

2019年——令和元年5月に朝日新聞が取材された記事があります。東海地方の20代の女性が2018年——平成30年末に交際相手の男性を両親に紹介し、家族はお祝いムードに包まれますが、父親がネット検索をして女性の交際相手の住所が被差別部落だということがネットの部落地名一覧で表示をされました。これを見た父親は、自分の娘が辛い目に遭うかもしれないという思いで結婚に反対をしました。なぜ、父親が反対するのか理解ができない女性が住んでいる自治体に相談して、初めてネットに部落地名一覧が流されていることが発覚したという内容でありました。自分の子供の交際相手の出身地が分かると、ネットで流されている被差別部落の地名一覧と照合させて、そこに記載されていれば被差別部落出身と判断して結婚差別に及ぶという問題が生じております。

この記事で紹介されている問題は間違いなく氷山の一角であり、実害はほかにも生じていると思っているとのことであります。

2016年——平成28年12月に施行されました部落差別解消推進法の第1条には、「現在もおお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と記載され、さらに「部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題である」と明記されております。

本市としても部落差別の解消に向け、さらに取組をしていかなければならないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） ありがとうございます。

私も本市での落書きですよ、データ、内容を見せていただきました。本当に口に出して言えるような内容じゃありません。こんなひどい内容を文字にして何かに書く、こういうことをする人が今おるということ自体が本当に信じられませんし、本当に残念です。そして先ほど課

長より、県内での差別事象の受付件数、5年間で22件ということですが、これおっしゃったように本当に氷山の一角です。これ水面下のもうこの問題です。これがなくなると本当に解決できないと私は思います。

清水に来ていただいた講師の方々に直接お会いしたいと思ひまして、先日3日間に分けて黒潮町佐賀に出向いて、講師として清水に来ていただいた川崎健太郎さん、そして竹中ありかさん、そしてあらゆる人権問題を歌にして、曲にして日本全国に講師として回っている私が尊敬しております大好きな先輩、友達です、知人の森さんに話を伺いに行っておりました。いろいろなお話をお伺いいたしました。

3人の話を要約いたしますと、森さんは60代の方です。森さんが子供の頃はあからさまな差別がありまして、例えばこの川の向こうからあっちには遊びに行かれん、あそこの家の子とは絶対遊ばれんとか、おもむろな差別が行き来していたということです。今は表面にはあんまり出ないようになったが節々であらゆることが発生している。

そして、20代の竹中さんにもお聞きしました。黒潮町は本当に子ども会が活発で、古くからきちんと勉強をしていますので、地元であからさまな差別は私たちの年代ではあまり見えません。しかしながらゼロではありません。やっぱり水面下での小さい事例は数々ある。ここで事例を幾つか発表させていただきたいと思ひましたが、これというのはどこそこの誰さんというのが分かる事例ですので、発表するのは控えてくださいということです、残念ながら発表はしません。

じんけん課長にお聞きしたいです。人権教育推進講座や人権の勉強会はなぜ必要なのでしょうか、教えてください。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君）　お答えいたします。

人権は私たち人間にとって固有の権利であり、社会において人間として幸福な生活を営むために欠かすことができない権利です。

しかしながら、私たちの周りには同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認など様々な人権問題が存在しています。

このような人権侵害は個人の幸福を奪うだけでなく、その生命を脅かす深刻な社会問題であります。人権が守られるためには、市民一人一人が自分の人権だけでなく、周りの人の人権についても正しく理解、認識する人権意識を身につけ、一人一人の違いや生き方を認め合い、支え合い、自由で開かれた共生社会の実現を目指し、人権尊重の社会づくりを進めていかなければ

ばなりません。

そのために人権教育推進講座や人権啓発講演会など、様々な場を通じて人権教育、啓発活動を推進していく必要があります。たとえ本市で人権侵害や差別の事例がなくとも、将来、市外や県外へ進学し、また、就職した場所で人権侵害や差別を目の当たりにしたときに、その基礎的な知識や適切な理解が足りない場合、被害者となり、また、加害者となり得る可能性があります。そのためにも発達段階に応じた人権教育の実施や市民に対する人権教育、啓発活動が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） ありがとうございます。

本当にそうですよね。この竹中ありかさんの事例がまさにそうだと思います。

竹中さん本人からお聞きいたしました、大学時代に京都で大好きな先輩とお話をしているとき、突然会話の中で「被差別部落の人は精神を病んだ人らばかりながで」と真顔で言われました。そのとき、それは違うということをきちんと言えなかった自分に今も後悔をしているとお話をお伺いしました。その先輩は決して悪い先輩ではありません。ただ、間違った情報を信じてしまっただけなんです。

川崎さんもおっしゃっておりました。要は、人権問題の知識がない方がネットで間違った情報を信じるパターンが多い。それを防ぐには勉強しかないんです。知るしかないんです。あらゆる全ての人権問題の勉強をして、この方は足に障害がある方々だからこうしてあげよう、この方は性自認がこうだからこういう話は絶対避けようとか、知識さえあれば間違った情報があってもそれは違うと言えるわけです。そのとおりだと私は思います。

じんけん課長にお聞きいたします。正しい知識を広げるためには広く市民の方々に参加してもらえる工夫が必要と考えますが、いかがでしょうか。だんだん時間が少なくなっていますので、もうちょっとテンポを速く読んでいただけますでしょうか。すみません。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 早川 聡君自席）

○じんけん課長（早川 聡君） お答えいたします。

人権教育推進講座につきましては、例年4回開催をしております。これまでに4講座を終えまして、延べ参加人数が286人となっております。これは昨年度が4講座、延べ136人、一昨年度が4講座、延べ80人でありますので2倍から3倍ほど参加者が増加となっております。

市民の皆様への受講募集や開催の周知につきましては、広報紙、チラシ、また各区長さんやそれぞれの組織等に郵送にて御案内を行っておりますが、参加につきましてはその多くが市職員であります。

このため、市民の皆様や各事業所、団体、組織等に募集、声掛けを行い、人権を身近に感じてもらえるために今年度より新たに人権出前講座を開催しております。これまでに給食センター、文化会館、図書館、公民館、体育館、社会福祉協議会、また、去る2月19日には健康推進課と共催によりまして、市内介護保険サービス事業所の職員を対象としまして虐待防止研修会を開催するなど5講座を開催してきました。参加者の皆様からは来年度も開催してほしいという声もあり、また、出前講座を受講していただいた方が推進講座へ申込みをされ受講されるという流れが出てきております。引き続きこの取組を実施することによりまして、より多くの皆様方の参加につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 課長ありがとうございます。いろんなパターンを考えて、全ての市民が基本的な知識を得られるように何とかいろいろ工夫をして、これからもどんどん増やしていただけるようによろしくお願いします。

実は私、約20年ほど前なんですけども、この部落問題の件で先ほどの佐賀の森さんにこのことで叱られたことがあります。どういうことかといいますと、「この部落問題ってだんだん忘れられよるのにどうしてわざわざ言葉に出して言うて回りようが。言葉に出さんほうが自然にないなるがやないが」と言ったら叱られましたね。こっぴどく叱られました。その考え方の人がおるけん、この問題ないならんがよ。この問題は放っちゃっても絶対ないならん、みんなが勉強して知識をしっかり把握せん絶対ないならんがよ。ちなみに、この森さんは被差別部落の出身ではありません。ある講習会に参加してこれはおかしいぞと疑問に思い、熱心に勉強を始めました。その結果、いつの間にか自分が講師をして日本全国の学校から呼ばれて、ギター1本持って歌いながら講演に回っております。彼が熱く伝えていることは、全ての人権問題というのは当事者のために勉強するがやないがよ。当事者以外人間が人権の勉強をして知識をつけることが一番大事なことであり続けしております。

そう言えば私も耳が不自由です。でも、私が勉強するではなく、周りの方がこの人は耳が聞こえにくいけん、ゆっくりはっきりしゃべっちゃらんないかん。周りの方が考えて今気を遣ってくださっています。例えば足の不自由な方が困ってましたら、周りの方がどういうふうの手を差し伸べたらいいんだらう。本人ではありません。周りの方が一生懸命考えているんです。

この部落問題も全く一緒です。当事者ではなく周りの方が勉強して知識をつけて、それが一番なんですと教えていただきました。皆さんいかがでしょうか。そのとおりじゃないかなと思います。

次に、この部落差別の知識はいつ頃、誰から教えてもらったのかで、その教えてもらった情報が正しいものなのか、あるいは間違った情報なのかを判断するため非常に重要と思いますので、じんけん課長にお聞きいたします。差別問題はいつ頃、誰から聞いて知ったのか。本市の人権問題市民意識調査のデータを教えてください。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

市民意識調査報告書によりお答えさせていただきます。

「同和地区や同和问题、部落差別の問題について初めて知ったのはいつ頃ですか」との質問をしております。その回答では、6歳から12歳未満が最も高く36%、次いで12歳から15歳未満が26%などの結果でありました。

次に、「同和地区や同和问题、部落差別の問題について初めて知ったきっかけは何ですか」との質問をしております。その回答では、「学校の授業で教わった」が最も高く31.2%、次いで「家族から聞いた」が16.4%、「何となく知った」が15.7%、「学校の友達から聞いた」が10.2%、「近所の人から聞いた」が5.7%などの結果でありました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君）　3番、武政健三君。

（3番　武政健三君発言席）

○3番（武政健三君）　ありがとうございます。

質問しましたが、実は私もじっくり見させていただきました。その結果です。

まず、「学校の授業で教わった」、「講演会や研修会で知った」、「新聞・テレビ・本で知った」、「市町村の広報・冊子で知った」、この4つの情報は限りなく正しい情報だと思います。間違いのない内容だと思います。

次に、「家族から聞いた」、「何となく知った」、「友達から聞いた」、「近所の人から聞いた」、「職場の人から聞いた」、「親戚から聞いた」、親戚のおばちゃんの情報が多ければ正確なものなのでしょう。友達の問題が多ければ正確なのでしょう。これらは全部合わせますと57.9%、ということは約6割弱の方が正確な情報もあると思います。しかしながら、残念ながら不確かな情報が多いと思います。こんな状況を皆さんにきちんとした情報が入っているかどうかというのは至って分からないと思います。こんな状況ではやっぱり偏見、差別がな

くなるはずはないのではないかと、そういうふうに私は思います。

子供の頃からあらゆる人権の知識、勉強、これが絶対必要だと私は思います。人権問題の知識を得るために大きな一つの手段として、黒潮町では先ほど紹介させていただきました川崎さん、竹中さん、このお二人は黒潮町子ども会で講師として毎週金曜日に小学生11名、毎週水曜日に中学生6名の生徒を集めて勉強会を実行しております。週ごとに内容を決めて、例えば今週はLGBT、来週は障害者というふうに、あらゆる人権の問題の勉強会を指導しているということです。

じんけん課長にお聞きいたします。本市の解放子ども会の現状はどうか教えてください。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

解放子ども会は部落差別をはじめとする様々な人権問題について学習をしております。また、人権学習以外でも様々な行事なども行っており、子供たちがたくさんを経験、体験できる場となるよう活動を行っております。勉強をしたりスポーツをすることは子供たちにとってとても大切ですが、それと同じくらい人権意識を身につけること、自分や仲間を大切にすることはこれからの子供たちが生きていく上で大切であると思っております。

今年度の取組であります。布福祉センターにて石ころ解放子ども会を毎週火曜日に16時45分から1時間、小学生4名が参加して活動しています。また、竜串福祉センターにて竜串解放子ども会を毎週火曜日に16時45分から1時間、小学生9名で行っております。また、月2回を基本として水曜日に17時から中学生1名が活動しております。

来年度におきましては、少子化により児童・生徒が減少し、また、中学生についてはクラブ活動や学習塾へ通うなどの理由により年々参加者が少なくなっている状況ではありますが、全ての福祉センターで募集をし、解放子ども会の活動に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君）　3番、武政健三君。

（3番　武政健三君発言席）

○3番（武政健三君）　ありがとうございます。清水も頑張っていたいておるんですね。

実は、先日市人教だよりを作成していただいております市人教の浜岡会長にもいろいろとお話をお伺いいたしました。浜岡会長は三崎中学校の教員をされているとき、全校生徒が30名前後、その中の半分の15名前後が子ども会に参加をしていたということです。

ひとえに校長先生含め、同僚の先生方の多大な協力のおかげでできましたというふうにおっしゃってございました。

黒潮町の川崎さん、竹中さん、この方も前もって呼んでいただけましたら、いつでも清水にお邪魔させていただきますとおっしゃっておりました。子ども会も1人でも多くの生徒が参加したくなるような工夫が必要だと思いますので、こちらのほうももっと力を入れていただくようよろしくお願いいたします。

じんけん課長最後の質問です。あらゆる人権問題、これを少なくしようではなく、ゼロにするためには何をどうするべきでしょう。お願いします。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　早川　聡君自席）

○じんけん課長（早川　聡君）　お答えいたします。

土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の前文の最後には、「ここに私たちは様々な人権問題について正しく理解をした上で差別を許さないという意思と行動を示し、そして一人一人の違いや生き方を認め、支え合い、自由で開かれた共生社会の実現を目指し、人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意する」と明記をされています。

私もこれまで様々な人権に関する講演会や研修会へ参加をしてきましたが、参加をするたびに気づきがあります。いつも自らの持つ差別意識や偏見に気づかされます。人権活動に熱心に取り組まれているある講師が講演会の最後に必ず締めくくる言葉があります。なぜ、人権学習が必要かについて。ビーカーの底に沈殿した泥に例えて言われるんですが、底にたまった泥、これが差別意識や偏見です。ふだんはこの状態、かき混ぜてください。ふわっと浮いてきますね。これを取り除いていく、それが人権感覚を磨くということです。繰り返し、繰り返しかき混ぜて取り除く、やがてきれいな水、心になるとの言葉です。個人としては、繰り返し繰り返して学んでいくことが非常に大切であると考えます。

また、国、都道府県、市区町村においては、さらに人権教育啓発活動に取り組んでいくことや人権三法をはじめ、差別解消を目的とする法令等の趣旨にのっとり、私たちがこれまで以上に力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君）　3番、武政健三君。

（3番　武政健三君発言席）

○3番（武政健三君）　じんけん課長ありがとうございました。

最後に、例えば皆さんおかしなことを言いますが、今皆さんに御自分の赤ちゃんが生まれると想像してください。想像しにくい方もいらっしゃるかも知れませんが頑張って想像してください。その赤ちゃんはたとえ肌の色が違っても、たとえ障害があっても、たとえLGB

Tだと分かっている、たとえ生まれた場所が被差別部落であっても、全てかわいい御自分の赤ちゃんに間違いございません。今の時代、みんなが平等なはず。みんなが平等で当たり前じゃないといかんと。これ憲法にも定められております。それぞれの個性を認め合うことができる、そんな時代に今なりつつあるんですから、そのためにはそれぞれの個性の知識を知る必要があると思います。あらゆる人権問題は小さいときから言葉や漢字を覚えることと並行して勉強をして、友達みんなで助け合って生きていくということを小学校教育課程からしっかり学ぶべきではないでしょうか。

教育長にお聞きいたします。あらゆる人権問題を小学校教育課程からしっかり協力することが必要と考えますが、教育長の所見をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

学校教育における人権教育は、様々な人権課題の中から子供の発達段階に配慮しつつ、それぞれの学校の実態に応じてより身近で主体的に学習でき、児童・生徒の心に響く課題を選択し、発達の時期を捉えて効果的に進めていくことが求められます。

現在学校で扱っている人権課題については、社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題を含め12の人権課題、具体的に申しますと女性の人権では男女共同参画基本計画を念頭に置いての指導、子供の人権では幼児・児童・生徒の権利に関する条約を基に人権尊重に関する指導、高齢者の人権では高齢者に対する尊敬や感謝の心、高齢社会に対する基本的理解、同和教育では正しい歴史認識、また、インターネットによる人権侵害では個人の責任、情報モラルについての理解など、このほかにも最近では新型コロナ感染症に関する差別事象が起きております。

本市におきましてはコロナによる差別事象は聞いておりませんが、誤った理解などにより根拠のないうわさ話をしたり、必要以上に患者やその御家族に対する差別的な考えを持つことが考えられます。このようなことがないよう学校では人権課題等に関するあらゆる差別事象に対して、教職員を中心にアンテナを高く張って対応しております。

人権学習は人権課題にもよりますが、年齢が低いうちに正しく学習することが大切です。特に障害者、外国人、性的指向など自分と比べ、外見や考え方、行動に違いがあることで差別が起こるのではなく、多種多様な人々で構成されているのが社会という価値観を早い段階から学習することが重要と考えます。

今後におきましても各人権課題を教育計画の中に位置づけた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 教育長ありがとうございます。

本当にこの問題、私が中学から50年たった今でも残っています。いろんな取組をやっていると思いますけども残ってるんですね。ですから、今よりも頑張るぞではなく、本当に新たな考え方を持って劇的に頑張らないとゼロにはならないと思いますので、ぜひその辺りよろしく願いいたします。

最後に川崎健太郎さんは帰るときにしみじみこうおっしゃいました。あらゆる人権問題に関わる人たちが私は〇〇です。〇〇出身ですと自由に言える社会になるように頑張ります。私は不可能じゃないと思います。絶対そうなるようにしないといけないと思います。

以上で人権の質問は終わりにさせていただきます。

次に、最後の質問、告知と周知について。残り9分の中でまとめようと思います。

私が常々思うことは、せっかくいいことをしても市民の皆様に伝わっていないことが多く見受けられるんじゃないかな、そういうふうに思います。

例えば、昨年の国からの持続化給付金の宣伝は本当に日本全国すさまじいものでした。テレビでの宣伝、新聞の全面広告、ヤフー画面での告知、そしてあらゆる宣伝物であれだけ広告をしたにもかかわらず、私100軒以上の店舗を回らせていただきました。全部リストしてデータ集めました。しっかりと申請内容の把握をしていたお店、僅か45%です。55%の店舗がリーフをお渡しして一からの説明が必要でした。コロナでこれからもあらゆる給付金や支援が出る予定ですが、しっかりと市民に伝わる施策が必要なんじゃないかなと感じますので質問させていただきます。

観光商工課長、お伺いします。昨年5月に発表した国からの持続化給付金の告知方法をお願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

通常ではありますけれども、市広報5月号の掲載時には、まだ給付金の詳細が示されていなかったため、そのときは事業の概要のみを掲載。以降、6月号から1月号までの広報で毎月継続して掲載してまいりました。また、市ホームページでは5月から継続して公表しておりました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

(3番 武政健三君発言席)

○3番(武政健三君) ありがとうございます。

市のほうでは広報とホームページですね。この持続化給付金は商工会議所のほうも会員宛てに2回ほど封書で郵送しておりました。中には見ずにそのまま捨てたとかいう方も結構いらっしゃいました。そういう状況です。

次に、一つ飛ばして観光商工課長にお聞きいたします。2月10日から申請受付をしております、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の告知方法はいかがでしたでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長(永野裕夫君) 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

こちらは市広報3月号に既に掲載済みであります。申請期間は来月4月9日までとなっておりますが、4月号にも掲載することとしております。併せまして市ホームページでは2月からお知らせ、また、対象になると思われる全商工業者宛てに約740通の郵便によるお知らせを行ったところです。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 3番、武政健三君。

(3番 武政健三君発言席)

○3番(武政健三君) ありがとうございます。

私も先輩議員からの情報でこの内容を知りまして、リーフをプリントアウトいたしまして先日までに約60軒前後ぐらいのお店を回りました。60軒回って把握できていたところはたったの6軒です。たったの6軒です。昨日までですけれども、高知新聞の朝刊に1面にコロナデイズ資金を回せと幡多信用金庫さんの取組が記載されておりました。本当に生の声がしっかりと入っておりました。コロナの影響で毎月当たり前のように入っていた営業収入がぴたりと入らなくなる。しかし毎月の支払いはせんといかん。こんな店舗は土佐清水市にもたくさんございます。何を言いたいかという、こういう厳しいときこそ店を存続させるためには、国・県・市からの支援や援助は本当に助かります。その情報をいち早く市民全員にお知らせすることも、これは市としての大事な責務ではないか。そういうふうに私は思います。

観光商工課長にお伺ひいたします。どうすればもっと周知ができるのか、よろしくお願ひします。

○議長(永野裕夫君) 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長（二宮眞弓君） いつも提起されますが、自分たちもしっかり考えておりますけれど、現状です。

今回、めじかカードのお知らせについての郵送による方法を何度か周知してまいりましたが、その中で封筒では中を見るまでに至っていない。先ほど議員もおっしゃいましたが、そういう人がいることも分かりました。

その対策について課内協議の結果、表面にめじかカードをカラーで印刷したはがき形式、封筒ではなく今までと違ってはがき形式でのお知らせを初めて試みてみました。これは一定の効果があつたとみておりますが、給付金関係は周知したい内容が多く、やはり封書に頼らざるを得ない状況ではあります。

先週、国の新たな支援策ができて、一時給付金、併せて中小企業等事業、再構築促進事業、また、高知県の支援策として新型コロナウイルス感染症雇用維持臨時支援給付金の3つの支援策ができましたので、この3つの支援策のお知らせ文書を発送いたしました。これには封書表に給付金のお知らせと赤字シールを貼り、少しでも見てもらえるような工夫はしたところです。また、現在めじかカードを全く利用していない方々に分かる範囲で電話連絡もしておりますが、伝えたい内容が共通しており、簡潔であれば電話連絡もできますが、今回の給付金の場合は複雑さもあることから概要をまとめた文書の郵送によるお知らせとしたところです。

なお、今後もより周知ができる方法を模索しながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） ありがとうございます。

めじかカードの大きなはがき形式の郵送物、あれ面白かったですね、見ました。それと今回の赤字での給付金のお知らせ、これ見ます。絶対見ます。すばらしいやっぱり取組ですね。これで僕の言いたいことは8割解消です。要は、ただ出すではなく見ていただけるためにはどうしたらいいんだろうかと、課内で一生懸命もんでいただいたと思います。本当にありがとうございます。これからもこの課、観光商工課だけではなく全ての課の方々にこれを考えていただければと思います。

もう一つ面白いことをお話ししようと思ったんですけども、参考にですけども、私勤めていた会社は企画ものを通知するとき、これはDMを郵送します。その翌日、翌々日にお電話します。例えば今回の分、DMを郵送させていただきましたが、御覧になっていただきましたでしょうか。今回は県からの給付金の内容説明が記載されております。ぜひ御覧になってください。分からないことがあれば、ぜひ言ってくださいね、ありがとうございます。1分で済みます。

電話作戦もね、これも有効な内容ではないかなと思います。

最後になりましたが、市長に提案とお願いがあります。先ほどの商売に関わることでしたので、商工会議所も関わりがありますので、商工会議所と観光商工課、これをタックを組めばもっとスピードアップになるんじゃないか。それともう一つ、急を要する場合、マイク放送での告知も、これも有効ではないかと個人的に思うのですが、それが可能かどうかを含めて市長の所見をよろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 商工会議所のことも、そしてマイク、この2つについて要望がありましたが、今の観光商工課長より、これまでの周知方法などについて詳しい答弁がありました。めじかカード、全市民を対象とした事業についてはかなり浸透してきていると思っております。

ただ、この経済対策関係の事業所などに対する支援策につきましては、対象がある程度限られておりますので、電話での周知も含めて、あらゆる考えられることをやっていきたいと思っております。経済団体、商工会議所をはじめ、農協であったり漁協であったり観光協会であったり、そういった関係機関との連携もまた必要だと思っております。マイクはですね、ちょっと今コロナのことで手がいっぱい、また市長がマイク放送したらコロナがひょっと出たやないかと思われるような市民もおるかも分かりませんが、考えられる周知方法、いろいろ検討しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○3番（武政健三君） ありがとうございます。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

市長提出議案第3号から議案第23号までの21件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の日程は、予算決算常任委員会は11日及び12日の両日午前9時から、総務文教常任委員会は15日午前9時から、産業厚生常任委員会は同日午後1時30分から、それぞれ開催いたします。

各委員会は、3月18日までに各案件の審査を終わりますよう特に御配慮をお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月18日午前10時に再開をいたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時45分 散 会